

# 新生「会社法」の 気になる用語Q & A (3)

制度調査部  
横山 淳

## 「取得条項付株式」、「取得請求権付株式」

### 【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「取得条項付株式」、「全部取得条項付種類株式」、「取得請求権付株式」、「取得条項付新株予約権」を紹介する。

### 【目次】

Q1：「取得条項付株式」とは何か？

Q2：「全部取得条項付種類株式」と「取得条項付株式」とは、どう違うのか？

Q3：「取得請求権付株式」と「取得条項付株式」とは、どう違うのか？

Q4：「取得条項付新株予約権」とは何か？

### はじめに

2005年6月29日、参議院本会議で商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、「取得条項付株式」、「全部取得条項付種類株式」、「取得請求権付株式」、「取得条項付新株予約権」を取り上げる。

## Q1：「取得条項付株式」とは何か？

A1 「取得条項付株式」とは、一定の事由が生じたときに会社が取得する（買い戻す）ことができるという条項が設けられている株式のことである。  
特に、敵対的買収者の保有する株式を無議決権株式に強制転換する買収防衛策に利用できるとして注目されている。

「取得条項付株式」とは、会社法上、「株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式」と定められている（会社法29）。

つまり、一定の事由が生じたときに、会社が取得する（買い戻す）ことができるという条項が設けられた株式ということができるだろう。

「取得条項付株式」を発行する場合、会社は定款で予め次のような事項を定めておく必要がある（会社法107 三、108 六）。

一定の事由が生じた日に会社がその株式を取得する旨及びその事由  
会社が別に定める日が到来することをもって、前記 の事由とするときは、その旨  
対象となる株式の一部を取得する場合は、その旨、（取得する株式の）決定方法  
株式の取得と引換えに社債（新株予約権付社債を除く）を交付するときは、その社債の種類、  
種類ごとの金額の合計額又はその算定方法  
株式の取得と引換えに新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）を交付するときは、  
新株予約権の内容、数又は算定方法  
株式の取得と引換えに新株予約権付社債を交付するときは、その新株予約権付社債に関する上記  
の事項  
（種類株式の場合）株式の取得と引換えに他の種類の株式を交付するときは、その株式の種類、  
種類ごとの数又は算定方法<sup>1</sup>  
株式の取得と引換えにその他の財産を交付するときは、その財産の内容、数・額・算定方法

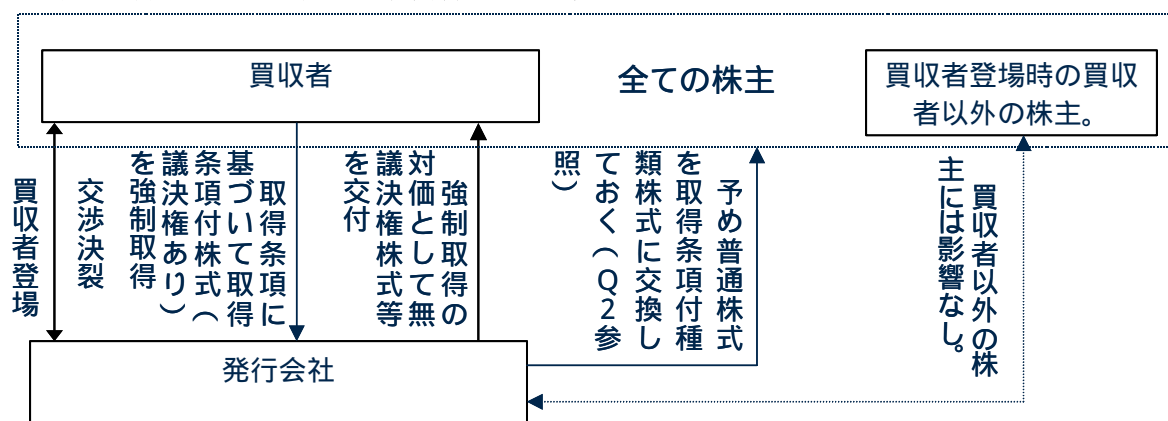
上記（会社が取得する日の決定）や（取得する株式の決定）は、取締役会決議<sup>2</sup>により決定し、株主等に対する通知又は公告を行う必要がある（会社法168、169）。

なお、「取得条項付（種類）株式」が注目を集めているのは、買収防衛策として活用可能であるためである。つまり、上記～ の条件設定によっては、敵対的買収者の保有する株式を無議決権株式等に強制転換するスキームが可能になると考えられているのである。

<sup>1</sup> この定めを設けた場合、現行商法の「強制転換条項付株式」に相当するものとなる。

<sup>2</sup> 取締役会設置会社の場合。取締役会を設置していない会社の場合は、株主総会で決定する。

### 【取得条項付株式を利用した買収防衛策の例】



ただ、実際にこうしたスキームを利用するためには、経済産業省・法務省の買収防衛策指針などを参考に、不公正な買収防衛策と判断されないだけの適法性・合理性を確保する必要があるだろう。また、証券取引所規則改正などの環境整備も必要となるだろう。

### Q 2 : 「全部取得条項付種類株式」と「取得条項付株式」とは、どう違うのか？

A 2 : 特定の種類の株式全部を、株主総会の承認に基づいて会社が取得する(買い戻す)という条項が付いた種類株式のこと。一部分のみを会社が取得できる「取得条項付株式」と異なり、対象となる株式を全て会社が取得することとなる。

元来は、いわゆる「100%減資」を想定した制度である。しかし、最近では買収防衛策の一環として利用できる点が注目されている。

「全部取得条項付種類株式」とは、「当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めがある種類の株式」とされている(会社法 171、108 七)。

つまり、特定の種類の株式全部を、株主総会の承認に基づいて会社が取得する(買い戻す)という条項が付いた種類株式のことである。

Q 1 の「取得条項付(種類)株式」は対象となる株式の一部のみを会社が取得することも可能である。それに対して「全部取得条項付種類株式」は、対象となる株式を全部会社が取得することになる。

「全部取得条項付種類株式」を発行する場合、会社は定款で予め次のような事項を定めておく必要がある(会社法 108 七)。

#### 取得対価の価額の決定方法

全部取得を実行するための株主総会決議を行うことができる条件を定めるときは、その条件

実際に全部取得を実行する場合には、(前記 の条件を定めた場合は、その条件を充たした上で)株主総会の特別決議により、次の事項を決定する必要がある(会社法 171 )。

取得対価を交付する場合は、取得対価に関する次の事項

- (イ)取得対価が別の種類の株式である場合は、その株式の種類、種類ごとの数又は算定方法
- (ロ)取得対価が社債（新株予約権付社債を除く）である場合は、その社債の種類、種類ごとの金額の合計額又は算定方法
- (ハ)取得対価が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）である場合は、その新株予約権の内容、数又は算定方法
- (ニ)取得対価が新株予約権付社債である場合は、その新株予約権付社債についての上記(ロ)(ハ)の事項
- (ホ)取得対価がその他の財産である場合は、その財産の内容、数・額・算定方法

取得対価を交付する場合は、その割当てに関する事項

会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（取得日）

なお、「全部取得条項付種類株式」に関する制度は、元来は、いわゆる「100%減資」を想定して設けられたものである。つまり、例えば、企業再生などにおいて、既存の株主の持分について多数決で「100%減資」を実行し、新しいスポンサーが速やかに出資を行う手順を整備することが想定された制度なのである<sup>3</sup>。

ただ、会社法上は、特に「100%減資」のケースに限定されている訳ではない。そのため、最近では、買収防衛策の一環として利用できる点が注目されている。

例えば、前記Q1の「取得条項付株式」を利用した買収防衛策の場合、既存の普通株式を「取得条項付株式」に転換する必要がある。ところが既存の普通株式を直接「取得条項付株式」に転換するには「全株主の同意」が必要であり、上場会社では事実上不可能である（会社法110、111）。

ところが、普通株式を「全部取得条項付種類株式」に転換するのであれば、実質的に、株主総会の特別決議で実施することができる（会社法111、171、309三、324一）。そこで、例えば、次のような手順を踏めば、実質的に特別決議で普通株式を「取得条項付株式」に交換することができると考えられているのである。

定款変更により取得条項付株式の発行を可能とする（会社法108）。

普通株式に全部取得条項を付ける（会社法111）。

全部取得条項が付いた（旧）普通株式を全部取得して、取得対価として取得条項付株式を交付する（会社法171）。

全部取得した（旧）普通株式を消却する。

ただ、Q1でも述べたように、実際にこうしたスキームを利用するためには、経済産業省・法務省の買収防衛策指針などを参考に、不公正な買収防衛策と判断されないだけの適法性・合理性を確保する必要があるだろう。また、証券取引所規則改正などの環境整備も必要となるだろう。

<sup>3</sup> 法制審議会の考え方について、江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説【 】」（『商事法務』No.1724）pp.8-9など。

**Q 3 : 「取得請求権付株式」と「取得条項付株式」とは、どう違うのか？**

A 3 : 株主が会社に対して保有する株式を買い取ることを請求できる株式のこと。会社側の判断で株主から買い取ることもできる「取得条項付株式」と異なり、株主側が会社に対して請求できることとなる。

「取得請求権付株式」とは、会社法上、「株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式」と定められている（会社法 2 十八）

つまり、株主が会社に対して保有する株式を買い取ることを請求できる株式のことである。

Q 1 の「取得条項付株式」は、会社側の判断で株主から対象となる株式を買い取ることができる。それに対して「取得請求権付株式」は、株主側が会社に対して自分が保有する株式を買い取るように請求できる点が大きく異なっている。

「取得請求権付株式」を発行する場合、会社は定款で予め次のような事項を定めておく必要がある（会社法 107 二、108 五）。

株主が会社に対して、その保有する株式を取得することを請求することができる旨

株式の取得と引換えに社債（新株予約権付社債を除く）を交付するときは、その社債の種類、種類ごとの金額の合計額又はその算定方法

株式の取得と引換えに新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）を交付するときは、新株予約権の内容、数又は算定方法

株式の取得と引換えに新株予約権付社債を交付するときは、その新株予約権付社債に関する上記の事項

（種類株式の場合）株式の取得と引換えに他の種類の株式を交付するときは、その株式の種類、種類ごとの数又は算定方法<sup>4</sup>

株式の取得と引換えにその他の財産を交付するときは、その財産の内容、数・額・算定方法

株主が会社に対して取得請求することができる期間

上記の期間内であれば、「取得請求権付株式」の株主は、会社に対して取得請求権を行使して株式を買い取らせ、対価として定められた財産を受け取ることができる（会社法 166、167）。

ただし、対価が上記に該当する場合は、交付する財産の帳簿価額が請求日における剰余金の分配可能額の範囲内でなければならない（会社法 166 ）。

<sup>4</sup> この定めを設けた場合、現行商法の「転換予約権付株式」に相当するものとなる。

#### Q 4 : 「取得条項付新株予約権」とは何か？

A 4 : 一定の事由が生じたときに、会社が取得することができるという条項が設けられた新株予約権のこと。

特に、買収防衛策であるポイズン・ピルに利用できるとして注目されている。

「取得条項付新株予約権」とは、会社法上、「会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることについての定めのある新株予約権」と定められている（会社法 236 七、273 ）。

つまり、一定の事由が生じたときに、会社が取得する（買い戻す）ことができるという条項が設けられた新株予約権ということができるだろう。

「取得条項付新株予約権」を発行する場合、会社は次のような事項を「新株予約権の内容」として定めておく必要がある（会社法 236 七）。これらの事項は、新株予約権のその他の募集事項（数、払込金額、割当日など）とともに、原則として株主総会の特別決議によって決定する（会社法 238 、309 ）。ただし、公開会社<sup>5</sup>が発行する新株予約権で、いわゆる有利発行に該当しない場合は取締役会決議により決定する（会社法 240 ）。

一定の事由が生じた日に会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由

会社が別に定める日が到来することをもって、前記 の事由とするときは、その旨

対象となる新株予約権の一部を取得する場合は、その旨、（取得する新株予約権の）決定方法

新株予約権の取得と引換えに株式を交付するときは、その株式の種類、種類ごとの数又は算定方法

新株予約権の取得と引換えに社債（新株予約権付社債を除く）を交付するときは、その社債の種類、種類ごとの金額の合計額又はその算定方法

新株予約権の取得と引換えに他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く）を交付するときは、新株予約権の内容、数又は算定方法

新株予約権の取得と引換えに新株予約権付社債を交付するときは、その新株予約権付社債に関する上記 の事項

新株予約権の取得と引換えにその他の財産を交付するときは、その財産の内容、数・額・算定方法

上記 （会社が取得する日の決定）や （取得する新株予約権の決定）は、取締役会決議<sup>6</sup>により決定し、新株予約権者等に対する通知又は公告を行う必要がある（会社法 273、274 ）。

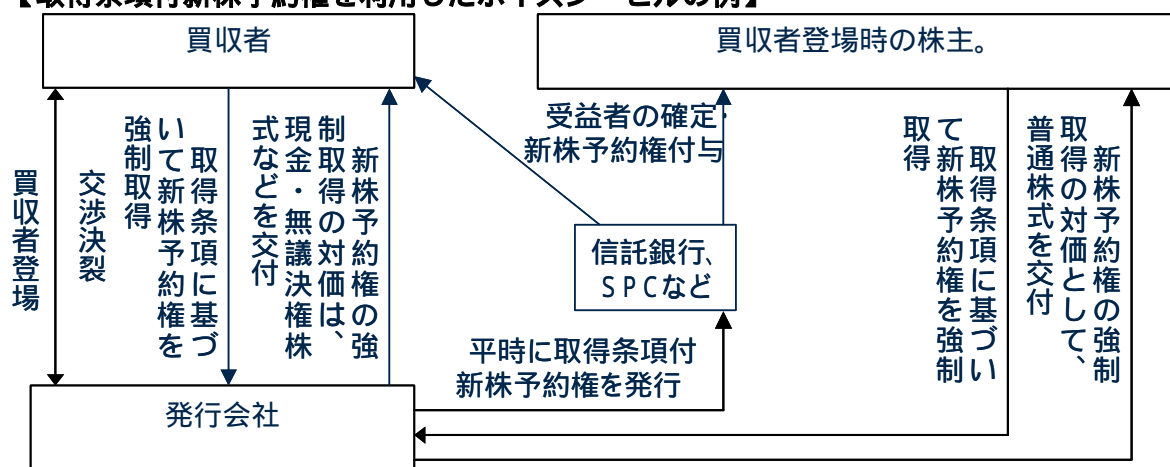
なお、「取得条項付新株予約権」が注目を集めているのは、買収防衛策であるポイズン・ピルとして活用可能であるためである。つまり、上記 ~ の条件設定によっては、敵対的買収

<sup>5</sup> ここでいう「公開会社」とは、会社法上の「公開会社」で株式譲渡制限会社以外の会社を意味している。いわゆる上場会社に限られない。

<sup>6</sup> 取締役会設置会社の場合。取締役会を設置していない会社の場合は、株主総会で決定する。

者以外に対しては自動的に株式を交付し、敵対的買収者には無議決権株式や金銭を交付して、敵対的買収者の議決権比率を希薄化するスキームが可能になると考えられているのである。

**【取得条項付新株予約権を利用したポイズン・ピルの例】**



(注) 新株予約権と株式の随伴性を確保するため、この例では信託型ポイズン・ピルを前提にしている。

ただ、実際にこうしたスキームを利用するためには、経済産業省・法務省の買収防衛策指針などを参考に、不公正な買収防衛策と判断されないだけの適法性・合理性を確保する必要があるだろう。